

【市道南北線（通称：なんば広場（仮称））に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針】についての質問に対する回答

通番	受付日	質問内容	回答
1	令和7年4月10日	1-4 法人等の概要（様式3-1） ・会社として取得している免許が複数あります。会社の業態がわかる主だった免許を抜粋して記載することでよろしいでしょうか。	ご質問の主旨で相違ありません。
2	令和7年4月10日	1-5 申請団体役員名簿及び1-6 の役員履歴書 ・企業の場合、会社法に位置付けられる役員の名簿及び履歴書のみでよいでしょうか。	様式に記載の通り、法人にあつては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
		・構成員のうち企業以外の団体で役員が複数いる場合、代表と主にこの事業に関わる役員の名簿及び履歴書のみでよいでしょうか。 ・構成員に含まれる任意団体は、代表者の名簿及び履歴書のみでよいでしょうか。	構成員のうち企業以外（法人格を有しない）の団体で役員が複数いる場合は、様式に記載の通り、その代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
3	令和7年4月10日	連合体で応募する場合の資料について ・連合体(既設の任意団体)での応募を検討しています。 ・連合体でなく、各構成員団体等としての内容を記載する資料は下記資料でよいでしょうか。 ①様式2-2（第三者委託相手方用） ②様式3-1 ③様式3-2 ④役員の履歴書（任意様式） ⑤障害雇用状況の写し（厚生労働省が定める様式又は様式4-1） ⑥様式4-2(該当する場合のみ) ⑦様式6-1 ⑧様式6-2 ・「連合体の場合は全ての構成員となる法人等毎に提出すること」という主旨の記載がない資料は、各構成団体ではなく連合体（既設の任意団体）についての資料でよいでしょうか。 ・「法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。」と記載の資料は、各構成団体ではなく、連合体として書類を作成し提出するということよろしいでしょうか。	連合体による申請の場合、様式に構成員毎の提出が定められているものについては、構成員毎の内容を記載した資料を提出し、様式に構成員毎の提出が定められていないものについては、連合体の代表法人等の内容を記載した資料を提出してください。
4	令和7年4月10日	印鑑証明について ・「申請者が登録している印鑑」とは、連合体の場合、様式1-1に押印した各構成団体の印鑑証明書、もしくは、連合体の印鑑証明書のどちらを提出したらよろしいでしょうか。	連合体の場合、各構成団体の印鑑証明書が必要となります。
		・連合体の印鑑証明書が必要な場合、印鑑登録ができない任意団体のため、提出不要でよろしいでしょうか。 ・連合体の構成員に、印鑑登録ができない任意団体が含まれている場合、その団体は提出不要でよろしいでしょうか。	印鑑登録ができない任意団体の場合、代表法人等の社印及び代表者印（任意団体が法人等で構成されない場合は代表者の個人印）の印鑑証明書を提出してください。
5	令和7年4月10日	登記事項証明書に相当する書類 ・任意団体として応募します。 ・登記事項証明書に相当する書類の必須項目を教えてください。	登記事項証明書に記載のある項目を網羅した内容（任意団体の場合は代表法人等の登記事項証明書でも可）を任意様式にて作成し、提出してください。
6	令和7年4月23日	市が実施する放置自転車対策・自転車撤去活動について（占用指針P13） ・市が実施する放置自転車対策・自転車撤去活動について、占用指針に記載の通り参加協力を予定しているが、直前の日程連絡の場合は協力が難しいと考えている。予定調整のため日程は一か月前を目途に共有していただかないと参加が難しく、一か月以上前に日程をご連絡いただくことは可能か。	撤去作業日は事前連絡を行う予定ですが、作業調整等により直前の情報共有となる場合があるため、参加が難しい場合は、別途サイクルサポーター業務（適正な自転車等利用のための啓発活動）を行ってください。なお、サイクルサポーター業務の詳細については、以下のURLを参照してください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000049865.html
7	令和7年4月23日	区域②における購買施設等の管理運営（収益活動）（占用指針P17） ・「購買施設」と「イベント」のそれぞれの定義を教えてください。	「購買施設」とは、公募占用指針17頁～18頁に記載のとおり、「集会、展示会等又は催しのために設けられる、広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕又はアーチ以外のもので、購買又は宣伝等のための施設」を指します。「イベント」については、別紙Ⅱ「なんば広場のイベント実施要領」を参照してください。
		・大阪市道路占用料条例で定める占用料は年額での記載だが、維持管理協力金は日額で設定することを考えている。その場合、記載の占用料を365日で日割りした金額の1/10以上になるような日額の維持管理協力金として設定すればよいという認識でよいか。	ご質問の主旨で相違ありません。
8	令和7年4月23日	イベント共通業務について（イベント実施要領P3） ①イベント実施割合について ・イベント実施数の割合は、下記のように上限値の考え方を示しているという認識でいいか。 (「地域イベントと民間イベントを、同じ日数だけ開催しなければならない」という意味ではなく、あくまで上限の目安として理解してよいか。) 例) 土日祝を年間120日とした場合、イベント実施は1/2（約60日）程度が上限となり、以下のように分類されると理解してよいか。 ・行政イベント：10％（約6日） ・地域イベント：45％（約27日） ・民間イベント：45％（約27日）	ご質問の主旨で相違ありません。
		・イベント実施日と滞留空間の割合の考え方は区域①のみが対象であり、区域①が滞留空間として確保されていれば、区域②・③での小規模イベントや購買施設が実施されていても、イベント実施日に含まれないという理解でよいか。	ご質問の主旨で相違ありません。
		・行政イベント・地域イベント・民間イベントの開催割合の考え方は、区域①にのみに適用され、区域②③には適用されないという理解でよいか。	ご質問の主旨で相違ありません。
		②イベント実施日の日数の数え方について ・区域①で実施するイベントで、なんさん通り南北の交通規制時間に従いイベント実施終了後深夜1時～翌朝9時に撤去を行い、9時以降は滞留空間として利用できる場合、日付が変わり撤去をおこなったその日はイベント実施日としてカウントしないという認識でよいか。	ご質問の主旨で相違ありません。なお、イベント施設等の設置に必要な道路使用許可及び道路占用許可の期間は撤去も含めた期間となり、イベント施設等の設置期間は撤去も含めて1週間以内となります。
9	令和7年4月23日	本件業務に配置する職員の体制（様式7-15） ・協力会社（業務委託予定）の担当者を「その他職員」として記載することは可能か。	不可となります。応募する団体等で従事する職員のみを記載してください。

通番	受付日	質問内容	回答
10	令和7年4月23日	イベント時に設置する施設（イベント施設等）の設置・管理運営(様式7-20) ・イベントごとにレイアウトや設置物が異なることが想定されるが、申請時点では想定されるレイアウトイメージや設置物を記載すればよいか。	応募時はイベントレイアウトのイメージを記載してください。ただし、都度のイベント等で道路占用及び道路使用申請を行う場合、現地のレイアウトと申請書類のレイアウトに差異が生じないよう管理を徹底してください。
11	令和7年4月23日	応募団体の実績（様式7-23） ・協力会社（業務委託予定）の実績も記載対象として含めてよいか。	不可となります。応募する団体等の実績のみを記載してください。
12	令和7年4月23日	水道料金の目安について ・収支計画に計上するために、年間の水道料金の目安を教えてください。	計画書に記載されたイベント利用等に応じた見込み額を記載してください。